

第2次壹岐市行財政改革大綱

平成28年2月



目次		
はじめに	1
Ⅰ 沓崎市行財政運営の現状と課題		
1. 財政状況	2
2. 行政運営の現状	8
3. 行財政改革の推進状況	8
Ⅱ 行財政改革の基本的考え方		
1. 行財政改革の目的	9
2. 行財政改革のテーマ	11
3. 行財政改革大綱の期間	11
4. 行財政改革の基本方針	12
5. 行財政改革推進施策	13
6. 公表	14
Ⅲ 推進施策		
1. 事務事業等の見直し	16
2. 組織・機構の見直し	18
3. 給与制度の適性化と適切な人事管理	19
4. 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発、 資質の向上	20
5. 行政の情報化等による行政サービスの向上	21
6. 行政への市民参画の促進と支援	22
7. 財政の適切かつ健全な運営	23

はじめに

壱岐市は、平成16年3月1日の市制発足以降、これまで、行政組織の見直し、中学校統廃合をはじめとした各施設の整理・合理化、事務事業の見直し、人件費・経常経費の抑制、地方債の繰上償還の実施など行財政改革に取り組んできました。

また、一支国博物館や一般廃棄物処理施設の建設をはじめ、光ケーブル網の整備と壱岐市ケーブルテレビの開局など、壱岐市の将来を見据えたまちづくりを進めてきました。

さらに、中学校規模適正化（統廃合）、壱岐市学校給食施設の統合、三島小学校の大島本校への統合、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への経営移譲、壱岐市特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの民間移譲など、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本市の財政状況は、長引く地方経済の低迷や人口減少などにより、地方税等の自主財源の確保が難しい中、地方交付税などへの依存度が高い財政運営が続いている状況にあります。

一方、これまで人件費の抑制、経常経費の削減、公債費の繰上償還など財政の健全化に努めたことにより、概ね健全な財政運営を行ってきました。

しかし、現在、地方交付税については、普通交付税合併算定替の段階的縮減が平成26年度から始まり、平成30年度をもって終了となることから、今後、非常に厳しい財政運営が予想されます。

さらに、少子高齢化の進展等に伴い、扶助費や国保・介護保険事業等への繰出金の割合が大きくなることを見込まれることから、投資的経費や補助費など、市民サービスに直結する事業にも影響が出てくることも予想されます。

こうした状況を見据え、継続した行財政改革に取り組まなければなりません。

一方、個性豊かで、自立した壱岐市の確立のためには、市民の行政への参画、いわゆる協働のまちづくりが欠かせないものであり、市民力のさらなる熟成が求められます。市職員についても、地域のリーダーとして地域活動への積極的な参画を行い、魅力ある壱岐市のまちづくりを、市民と一体となって取り組まなければ、壱岐市の発展はありえないものです。

こうしたことから、合併算定替えの終了を見据え、より効率的・効果的な行財政運営、そして市民との共創・協働のしまづくりを進めることを柱とした第2次壱岐市行財政改革大綱を策定しました。

I 梶崎市行財政運営の現状と課題

1. 財政状況

(1) 財政状況

本市の財政状況は、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合が約20%と極めて低く、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している。

こうした中、合併後の大型事業は合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきた。

平成26年度末の市債現在高は268億19百万円(対前年度5億4百万円減)となり、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の割合は44.0%、経常収支比率も84.4%と高く、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況が続いている。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成26年度健全化判断比率と地方公営企業における資金不足比率は、いずれの指標も国が示す基準以下ではあるものの、普通交付税の合併算定替特例措置の段階的縮減による影響で、実質公債費比率や経常収支比率の悪化が予想されることから行財政改革は喫緊の課題である。

平成27年度普通交付税については97億88百万円で、前年度と比べて13百万円の減となっている。本来、段階的縮減により約2億円の縮減となる予定であったが、大型事業の財源となった合併特例債等の元金償還開始による公債費への措置や、交付税算定方法の見直しにより縮減額は僅かな減少になっている。

しかし、段階的縮減での影響額だけで見れば2億7百万円となっており、今後も算定方式の見直しを考慮しても、合併特例期限後の平成31年度には現算定で16億円(平成25年度ベース)を超える減となる見込みである。

今後の本市の財政は、市税収入の伸びは見込めず、また普通交付税の合併算定替えの段階的縮減により、さらに厳しい状況が見込まれ、一方、歳出においては、芦辺小中学校の建設や4庁舎耐震・長寿命化改修工事等の実施、扶助費や特別会計繰出金の増加傾向等により、財政状況は極めて憂慮すべき状態であり、経常経費の節減、行政の簡素化に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる最小コストで最大の効果を上げるためのさらなる適正で効率的な行財政運営が求められる。

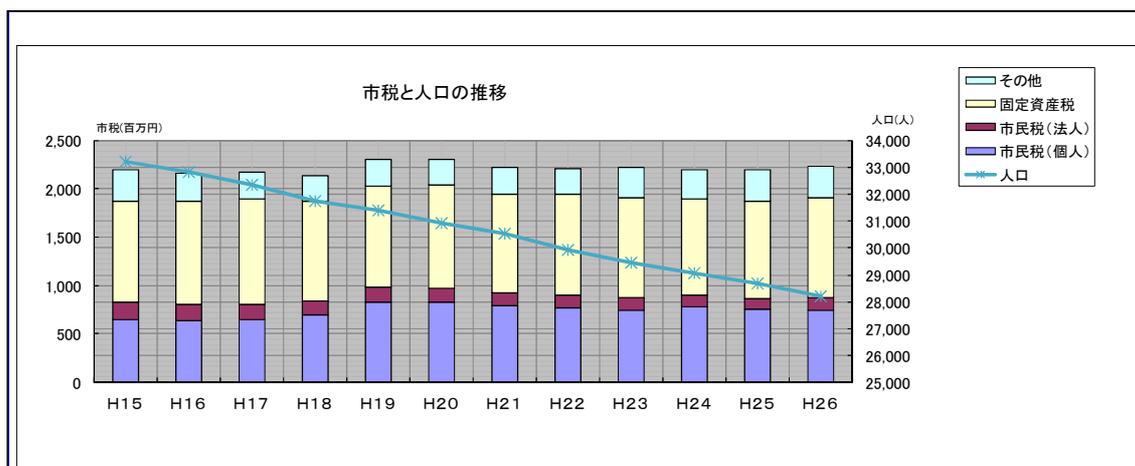
(2) 地方税の推移

市税の状況をみると、平成20年度の23億9百万円をピークに年々減少し、平成26年度には22億29百万円となり、80百万円(△3.5%)の減収となっている。

市税全体の約46%を占める固定資産税は概ね横ばい状態であるが、市民税は法人数が少ない本市では、個人住民税の割合が高く、景気の低迷、人口の減少等による影響が大き

い。今後も経済情勢や将来人口の動向を考慮した場合、増収は見込めない状況にある。

(表 1)



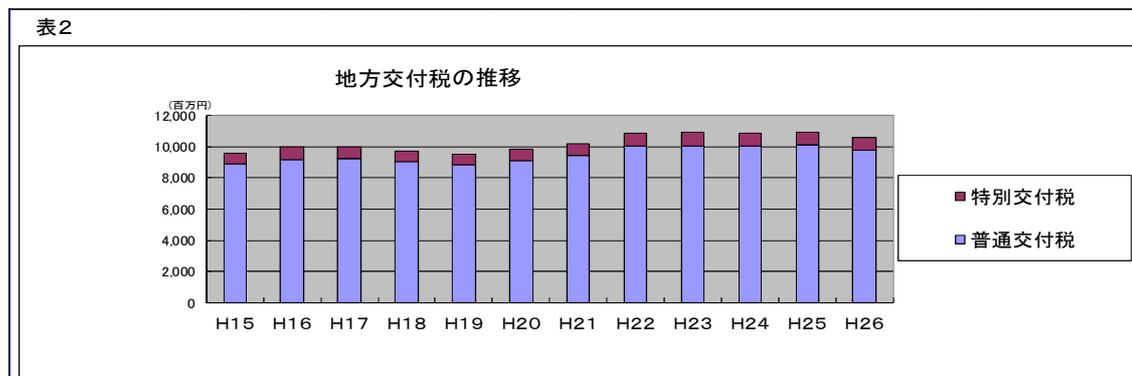
市税と人口の推移 (単位: 百万円、人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市民税(個人)	655	639	644	694	825	826	794	766	741	784	760	749
市民税(法人)	172	163	160	152	158	150	131	138	133	120	101	128
固定資産税	1,043	1,073	1,096	1,023	1,043	1,061	1,026	1,038	1,039	988	1,009	1,034
その他	324	286	276	273	279	272	268	272	306	301	326	318
合計	2,194	2,161	2,176	2,142	2,305	2,309	2,219	2,214	2,219	2,193	2,196	2,229
人口	33,236	32,807	32,342	31,753	31,402	30,914	30,526	29,924	29,460	29,062	28,671	28,186

(3) 地方交付税の推移

地方交付税の状況を見ると、平成26年度には105億88百万円の交付を受けたが、平成26年度からは普通交付税合併算定替えの段階的縮減が始まり、大型事業の財源となった合併特例債等の元金償還開始による公債費への措置や、交付税算定方法の見直しにより縮減額は僅かな減少になっている。

しかし、前述のとおり合併特例期限後の平成31年度には現算定で16億円(平成25年度ベース)を超える減となる見込みであり、大幅な歳出削減等財政健全化に向けた取組が必要である。(表2)



地方交付税の推移 (単位: 百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通交付税	8,878	9,176	9,214	9,021	8,864	9,133	9,409	10,023	10,077	10,028	10,110	9,801
特別交付税	707	810	755	721	677	730	766	820	828	801	807	787
合計	9,585	9,986	9,969	9,742	9,541	9,863	10,175	10,843	10,905	10,829	10,917	10,588

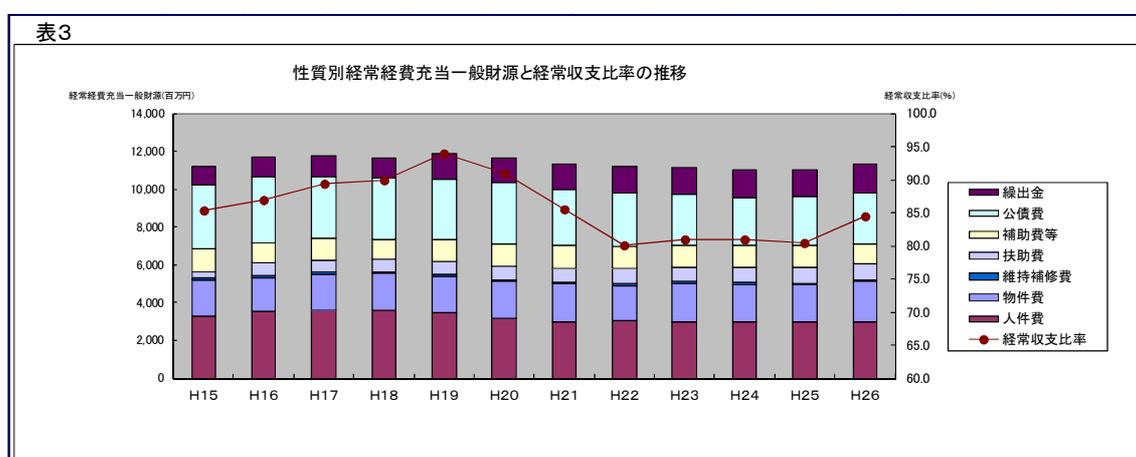
(4) 消費的経費等の推移

物件費等経常経費に充当した一般財源の状況をみると、平成16年度は全体で116億80百万円であったのが、人件費の抑制、地方債における繰上償還の実施などの効果により、平成26年度においては、113億17百万円で、平成16年度と比較して3億63百万円(△3.1%)の減となっている。

繰出金については、介護保険事業特別会計等が給付費の増などにより増加傾向にある。

こうした経常経費に充当した一般財源の指標として用いる経常収支比率については、平成19年度に93.9%と高い数値を示したが、平成26年度には84.4%(市では80%程度が妥当と言われる)と県下13市のうち低い方から4番目に位置している。

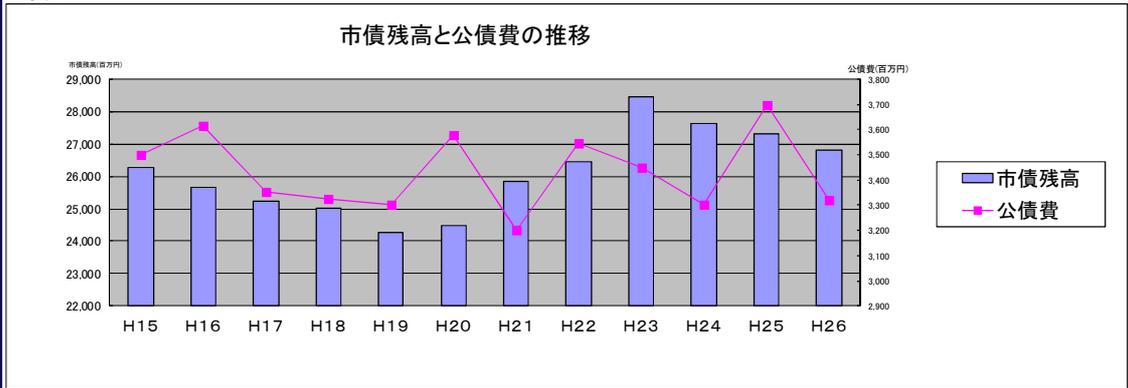
今後、地方交付税の減額が見込まれる中で、さらなる経常経費の削減に向けた取組が喫緊の課題である。(表3) (参考 表4、表5、表6)



物件費等性質別経常経費充当一般財源と経常収支比率の推移 (単位: 百万円、%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	3,309	3,553	3,598	3,567	3,465	3,181	2,983	3,026	2,981	2,963	3,004	2,998
物件費	1,851	1,783	1,904	1,974	1,937	1,965	2,002	1,877	2,041	1,999	1,923	2,141
維持補修費	175	97	110	74	69	55	60	83	89	98	82	77
扶助費	253	670	633	680	730	729	747	833	775	813	853	811
補助費等	1,242	1,030	1,148	1,037	1,136	1,174	1,255	1,169	1,135	1,154	1,172	1,090
公債費	3,411	3,530	3,270	3,248	3,216	3,230	2,940	2,811	2,713	2,542	2,556	2,657
繰出金	963	1,017	1,080	1,048	1,301	1,330	1,346	1,396	1,402	1,438	1,450	1,543
合計	11,204	11,680	11,743	11,628	11,854	11,664	11,333	11,195	11,136	11,007	11,040	11,317
経常収支比率	85.4	87.0	89.4	90.0	93.9	90.9	85.5	80.1	80.9	80.9	80.4	84.4

表4

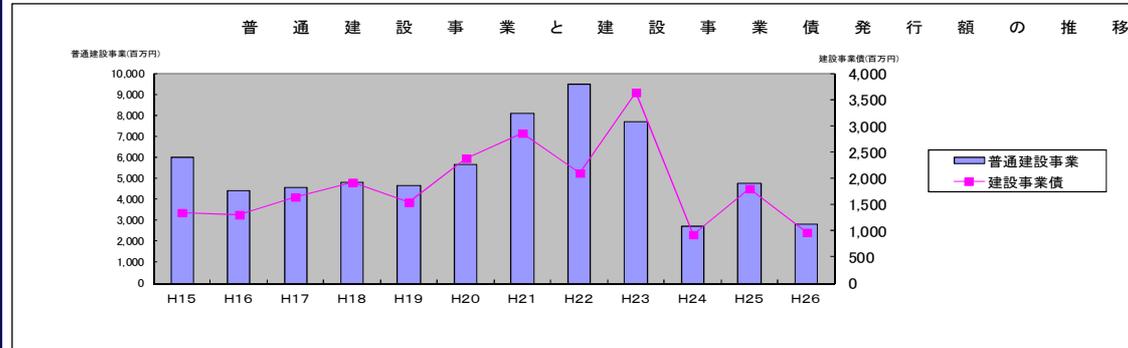


市債残高及び公債費の推移

(単位:百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市債残高	26,287	25,665	25,247	25,014	24,266	24,484	25,847	26,468	28,466	27,650	27,323	26,819
公債費	3,502	3,617	3,353	3,326	3,300	3,577	3,201	3,547	3,450	3,304	3,699	3,320

表5

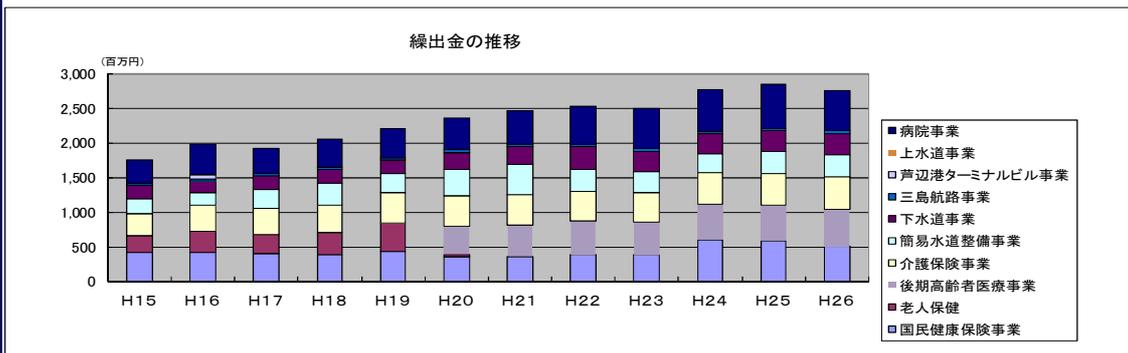


普通建設事業と建設事業債発行額の推移

(単位:百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通建設事業	5,986	4,427	4,572	4,813	4,637	5,625	8,109	9,498	7,692	2,698	4,754	2,801
建設事業債	1,343	1,312	1,632	1,911	1,552	2,378	2,852	2,090	3,640	923	1,808	969

表6



繰出金の推移(特別会計・企業会計への繰出分のみ計上)

(単位:百万円)

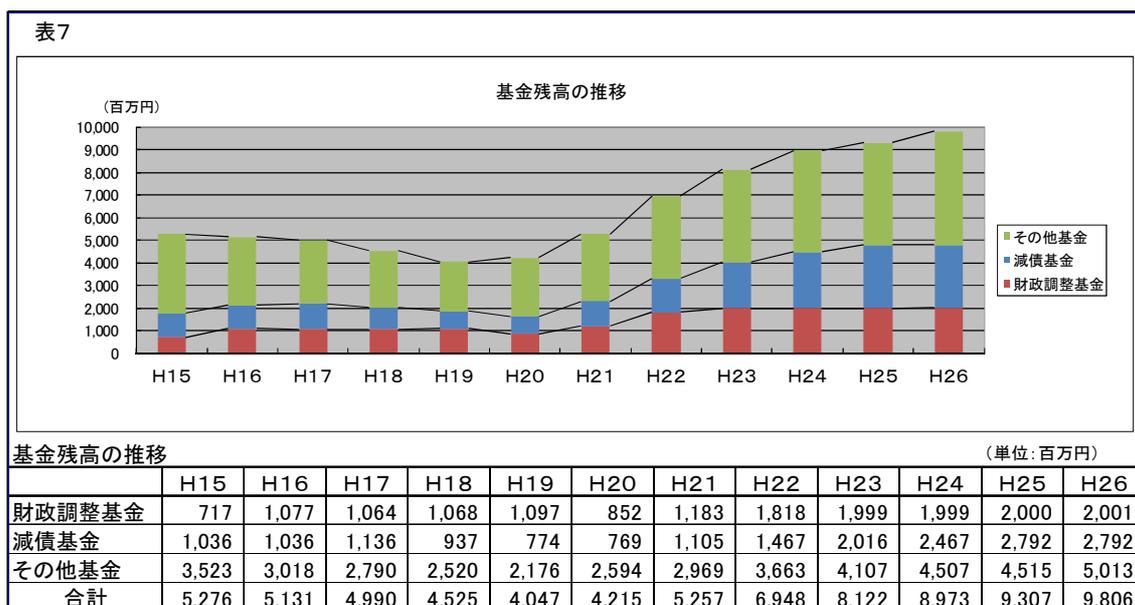
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
国民健康保険事業	417	413	401	387	429	360	363	380	383	604	590	501
老人保健	241	303	275	310	408	32						
後期高齢者医療事業						411	451	486	475	510	501	536
介護保険事業	322	376	382	399	438	435	432	430	425	448	461	466
簡易水道整備事業	202	191	275	315	285	378	450	317	293	282	317	328
下水道事業	202	169	186	196	183	244	253	330	300	282	304	304
三島航路事業	36	22	39	41	40	43	32	37	38	30	24	36
芦辺港ターミナルビル事業	2	61										
上水道事業				2	2	2	2	3	4	4	4	4
病院事業	321	440	365	401	421	448	486	537	575	612	638	573
合計	1,743	1,975	1,923	2,051	2,206	2,353	2,469	2,520	2,493	2,772	2,839	2,748

(5) 基金の状況

現在、老岐市が保有している基金は、財政調整基金や減債基金、特定目的基金として地域振興基金や合併振興基金、地域福祉基金、ふるさと市町村圏基金等がある。

平成26年度末における基金残高は、98億6百万円となっており、平成16年度と比較すると、46億75百万円(+91.1%)の増となっている。平成26年度においては、財政調整基金や減債基金等の取り崩しは行わなかったものの、普通交付税の合併算定替終了後の平成31年度から基金の取り崩しで対処しなければならないことが見込まれる。

(表7)



(6) 今後の財政状況の見通し

平成27年11月に改定した「老岐市中期財政計画」は、平成27年度から平成31年度までとし、さらに合併算定替終了後の平成34年度までの見通しを試算している。

本計画においては、平成31年度から財源不足に転じており、この財源不足を財政調整基金等からの繰入れにより補てんする必要がある。

今後、少子高齢化の進展等に伴い、扶助費や国保・介護保険事業等への繰出金の割合が大きくなっていくことが見込まれ、さらに投資的経費では、4庁舎耐震・長寿命化改修工事や芦辺小中学校建設等の大型事業も予定している。

このことから、補助費など市民サービスに直結する事業にも影響が出てくることが予想される中で、こうした状況を打開するために、計画的・段階的な歳出予算の縮減を図り、現在取り組んでいる経常経費の抑制や歳出の見直しなどをさらに厳しく進めていかなければならない。

合併算定替

市町村合併による行政経費削減の効果が現れるにはある程度の期間が必要なことから、その緩和措置として、合併した年度及びこれに続く 10 年度は、合併前の市町村が存続するものとして算定した普通交付税の合算額を下回らないように算定した額を普通交付税とする制度。その後 5 年度は、激変緩和措置がある。

経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税などの経常一般財源収入（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されておらず自由に使用し得る収入のこと）がどの程度使われているかをみることにより、当該団体の財政の弾力性を判断するための指標。

人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費。

物件費

物財調達のための一切の経費（賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）。

維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。

扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費。

補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれる（報償費、補助金、賠償金、寄付金、補償費等）。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費（各会計の赤字補填の目的のために支出されるもの等）

普通建設事業

道路、橋、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費（工事請負費、設計委託料、公有財産購入費等）で、地域社会の発展に最も積極的に効果的な事業。

2. 行政運営の現状

壱岐市の組織・機構については、平成19年1月に、既存の4庁舎に各部署を配置した本庁分散方式を採用し、また長崎県との執務室共同化など、市民サービスの確保を最重視して、多様化するニーズに対応するための組織づくりを進めてきた。

しかしながら、今後の業務の多様化などに柔軟な対応を行うためには、さらなる効率的・効果的な業務を推進していく必要がある。

また、4庁舎の老朽化が進む中で、市民サービスの向上、行政運営の効率化を図るため新庁舎建設の検討を行ってきたが、庁舎建設に係る住民投票の結果を受け、新庁舎の建設は行わず、現在の庁舎を改修して活用する方針とした。4庁舎の耐震診断を実施した結果、4庁舎とも必要な耐震性能を満たすための改修工事が必要であるという報告を受け、今後、この耐震診断結果及び各庁舎の現状や課題について検討を行い、耐震改修に係る基本計画を策定することとしており、利便性の確保や効率的な行政運営等も考慮した改修を行う必要がある。

また、市民の行政への参画については、協働のまちづくりを推進してきたが、市としての一体感の醸成のためにも、自治基本条例の制定等コミュニティ行政の見直しを行い、さらなる積極的な市民の参画を図る必要がある。

3. 行財政改革の推進状況

行財政改革については、平成17年に壱岐市行財政改革大綱の改定、平成18年に同実施計画の見直しを行い、さらに平成22年に同実施計画を改定し行財政改革の指針を定め取り組んできた。この結果、総人件費の抑制、経常経費の削減（無駄遣いストップ）をはじめ平成27年には、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入実現や壱岐市立特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの民間への経営移譲など大きな成果を上げてきたが、普通交付税合併算定替の段階的削減を見据えたさらなる取組が必要となる。

Ⅱ 行財政改革の基本的考え方

1. 行財政改革の目的

壱岐市は、前述のとおり、平成16年3月1日の市制発足以降、行政組織の見直し、施設の簡素化・合理化、定員管理の適正化など行財政改革に取り組むとともに、一支国博物館の整備や一般廃棄物処理施設、ケーブルテレビの整備、消防庁舎建設、また中学校規模適正化（中学校統廃合）、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入、壱岐市立特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの民間への経営移譲など合併後の新しいまちづくりを進めてきた。

一方、地方経済の低迷や人口減少などにより地方税等の自主財源の確保が難しい中、依然、地方交付税などへの依存度が高い財政運営が続いている。

その地方交付税のうち普通交付税については、前述のとおり、合併に伴う特例措置である合併算定替の段階的縮減が平成26年度から始まり、合併算定替終了後の平成31年度からは一本算定となり、交付税の縮減額は平成25年度と比較して16億円の減額となる見込みとなっている。

このため、合併算定替終了後も、第2次壱岐市総合計画や壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進する一方、将来にわたり、着実に行財政改革を進めなければならない。

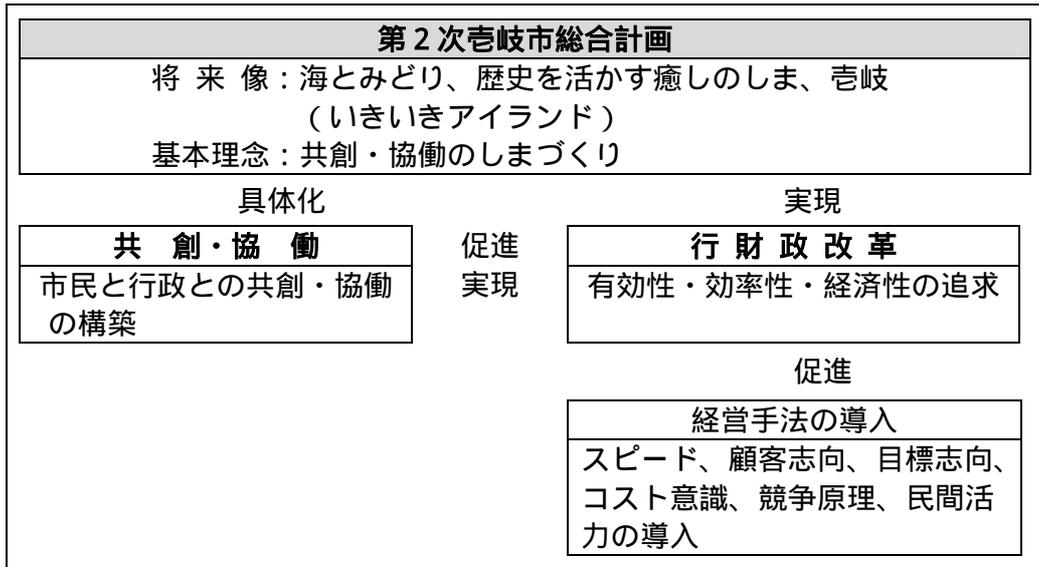
また、市民参画に関しては、市民と行政が共にまちづくりを行うという協働のまちづくりを推進してきたが、今後も総合計画の基本理念を具現するさらなる共創・協働が浸透していくことが求められる。

そこで、本第2次大綱ではこれらの基本的な考え方を実現するための方策として、“経営手法の導入”“市民と行政の共創・協働”を継続して積極的に取り入れていくこととする。

“経営手法の導入”とは、行政運営においても、スピード、顧客志向、目標志向、コスト意識を徹底するとともに、民間活力の導入を推進していこうという考え方である。

“市民と行政の共創・協働”とは、市民と行政が壱岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくという考え方であり、この基本となるのが自治基本条例となる。

壱岐市が、第2次総合計画の着実な推進を図り、魅力あるまちづくりを進め、市民サービスの向上を図っていくために、また地方創生にふさわしい有効性・効率性・経済性を追求した行政システムを確立するために、行政運営全般にわたる総点検を行い、明確な方針のもとに行財政改革を進めていくことが必要であり、これらの基準を定期的な点検を実施し、その点検に応じて行財政改革を進めていく必要がある。



本大綱は、平成17年12月に改定した壱岐市行財政改革大綱を継承しつつも、時代のニーズに応じた見直しを行うとともに、職員の創意を活かし、さらに壱岐市行政改革推進委員会の意見を反映して策定することを基本とする。加えて市議会との連携を保ちながら、着実に推進するとともに、行財政改革によって得た財源を第2次壱岐市総合計画の実現に振り向けて、名実ともに、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐(いきいきアイランド)」を実現するための指針とする。

<用語の解説>

- **共創**
地域課題を解決するために、市民・民間・行政等が協働して進めていくこと。
- **協働**
市民と行政が壱岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくこと。
- **有効性**
市民欲求の充足あるいは政策目標の達成。
- **効率性**
一定の経費で、成果を最大限に引き出すこと。
- **経済性**
一定の成果を挙げるために、経費を抑制すること。
- **スピード**
壱岐内外の環境変化への迅速な対応、市民対応における迅速化、事務事業プロセスのリードタイムの短縮(リードタイムとは、本来は民間でいう発注から納品までの時間・日数。ここでは、行政の業務上の全プロセスを把握・分析し、個々のプロセスを省略あるいは他と統合することで業務処理に要する時間・日数を短縮すること)。
- **顧客志向**
個々の業務・政策が最終的に市民欲求をどれだけ満たすことができるか、ということに職員全体で取り組める体制をとること。
- **目標志向**
限られた財源を、優先度を付けた目標の達成に動員して、その達成度に応じて成果を図ること。
- **コスト意識**
効率性と経済性をチェックできる仕組みの中で、行政サービスの質の維持・向上を図ること。
- **競争原理**
市の行財政運営において他の自治体と競い合うことによって、また市民のニーズの充足において行政が民間と競い合うことによって行政の効率化、行政サービスの向上を追求すること。

2. 行財政改革のテーマ

多様な行政需要に的確に対応し、活力にみちた魅力ある壱岐市を築き上げていくため、第2次壱岐市総合計画の推進を基本におき、市民活動の活発化、民間活力の導入、職員の創意ある行政事務への取組を目指して、行財政改革のメインテーマを、

**壱岐市の将来を見据えた行財政改革の断行と
共創・協働のしまづくりのさらなる推進**

と定め、その基本的な考え方を以下のとおりとする。

- ①共創・協働のしまづくりを推進すること。
- ②共創・協働の考え方を力強く押し進め、持続性のある発展を実現するための基礎に位置づけること。
- ③職員一人ひとりがその能力を向上させ、市民主体、地域主体のまちづくりを支える地域のリーダー及び行政各部門の専門家となっていくこと。

3. 行財政改革大綱の期間

本大綱は、平成27年10月に策定した壱岐市の最上位計画として位置づけられる第2次壱岐市総合計画に合わせ平成27年度から平成31年度の5年間を対象とする。なお、社会経済情勢の変化に合わせて見直しを行いながら改革に着手または実行していくものとする。

4. 行財政改革の基本方針

(1) 行財政をとりまく環境の変化への対応

少子高齢化や過疎化の進展など本市をとりまく社会情勢も厳しさを増す中、国においては、地方創生のため「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方自治体と一体となって、地域それぞれの特徴を活かして自律的で持続的な社会を創生していくことが示された。この状況を受け、本市においても「壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定した。今後、これらの計画を基に各種施策を実施し、地方創生、子育て支援等をはじめとした人口減少対策を強力に推進することとなる。その中で多様化する市民のニーズに的確な対応を行うためには、さらなる行財政運営の効率化と効果的なサービスの提供が課題となる。これらに適切に対処しつつ、自主的・自律的な行財政運営ができるよう体制の整備に努めるとともに、市自らの責任を自覚した行政システムの確立に努める。

(2) 行政運営のさらなる効率化・簡素化

行政需要への的確な対応のためには、行政各部門の中での調整機能の強化充実と、これを踏まえた行政全般にわたる総合的な調整機能の確立を図る必要がある。

また、“スピード”“顧客志向”“目標志向”“コスト意識”の徹底を図るとともに民間活力の導入を推進し、競争原理により、最小の経費で最大の効果を上げる視点に立ち、簡素で効率的な組織・機構の実現、事務事業の整理・合理化等による行政の効率化を進めるとともに、情報化の推進等による市民サービスの向上に努める。

(3) 職員の意識改革と能力の開発

様々な行政課題に的確に対応し常に市民の立場に立ったサービスを提供するため、また、行政と地域社会との共創・協働の橋渡し役、さらに地域のリーダーとしての職員の意識改革を進めるとともに、一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成に努める。

(4) 市民のまちづくり意識の醸成

行財政改革の成果を上げていくためには、行政内部だけの努力にとどまらず、市民の自発的・積極的な行政各分野への参画が必要である。そのため、個人・団体等の地域社会における役割を認識し、市民・行政等がそれぞれの役割分担のもとに協働による魅力と活気あるまちづくりをさらに推進する。また、行政が自ら人権の尊重、擁護及び意識の高揚を図り、住民自治の確保に努める。

5. 行財政改革推進施策

行財政改革の四つの基本方針をもとに七つの推進施策を定め、行財政改革を進めるものとする。

〔推進施策〕 1 事務事業等の見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、事務事業について継続的な見直しを進めながら、効率的な事業の実施を図る。また、市民サービス向上の観点から事務手続きの簡素化、効率化を進める。

各庁舎を含めた公共施設については、施設の老朽化、人口の減少、少子高齢化等将来を見据えたあり方を検討し、適正な管理を推進する。

〔推進施策〕 2 組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直し、編成を行わなければならない。このため、組織・機構全般の点検を行うとともに、今後進めるべき「第2次壱岐市総合計画」「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等まちづくりの方向に合致した、簡素で機能的な組織・機構づくりを行う。

〔推進施策〕 3 給与制度の適正化と適切な人事管理

給与制度の適正化については、これまでアウトソーシング（外部委託）を含めた行政業務の見直しや適正な人員配置により総人件費の抑制に取り組んできたが、今後も継続して実践し節減を図る。

さらに、客観的な基準による適正な人事評価システムの実践により、給与等への反映を行う。

また、高度化・多様化する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくために、適正な定員管理を一層推進する。

〔推進施策〕 4 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発、資質の向上

市民の負託に応え、その使命を全うしていくために、行政運営については、より一層の工夫を行うとともに、時代の変化に対応する人材の育成、職員の能力開発、資質の向上に努める。

〔推進施策〕 5 行政の情報化等による行政サービスの向上

行政の効率化や市民に対する行政サービスの向上を図るため、情報通信技術の向上を図り、行政の情報化をさらに進める。

〔推進施策〕 6 行政への市民参画の促進と支援

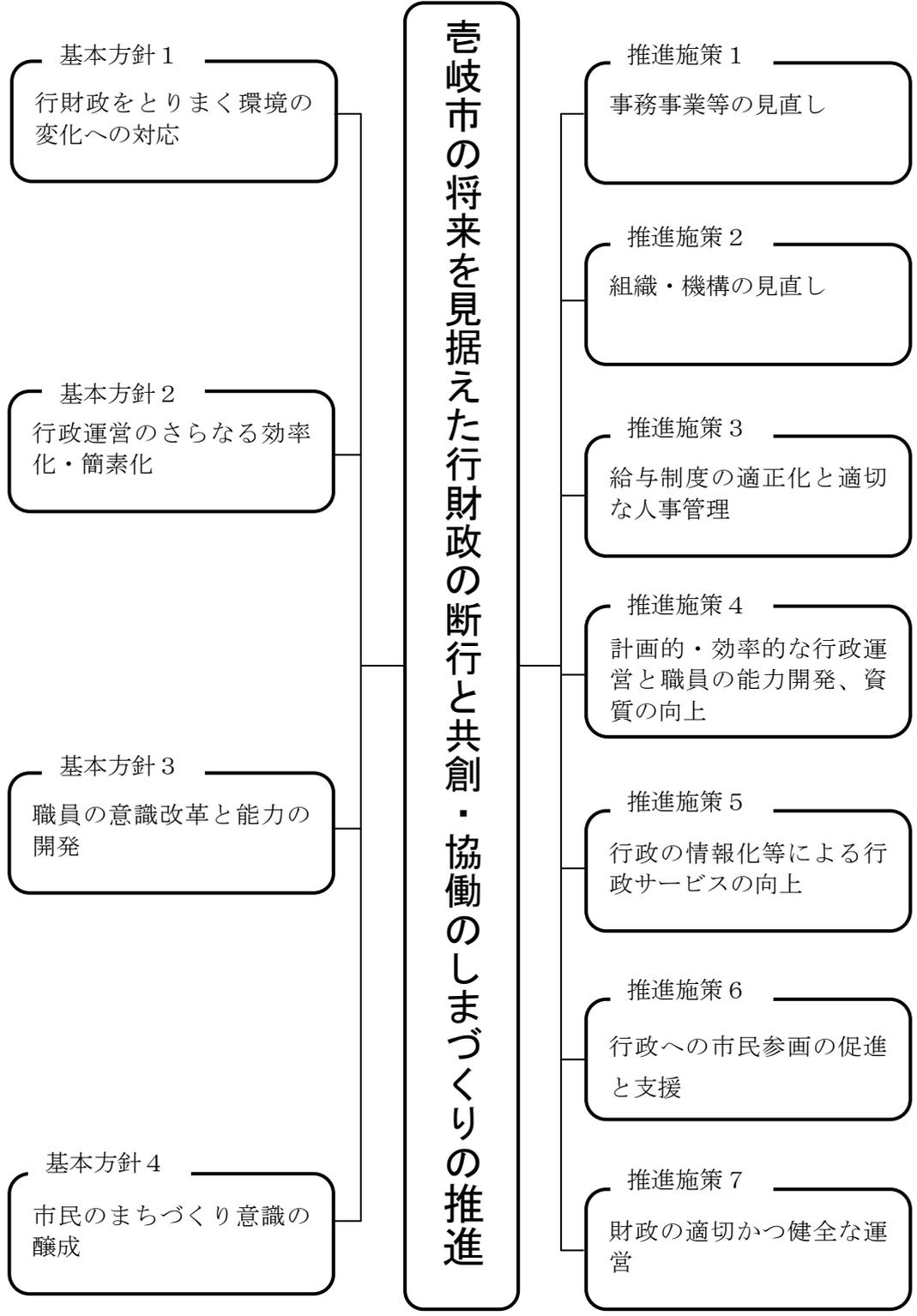
市民参画のもとでまちづくりが効果的に推進されるよう、行財政の効率化はもとより、市民の英知とエネルギーを結集しながら、市民と行政との共創・協働による新しいまちづくりの指針となる自治基本条例を制定する。

〔推進施策〕 7 財政の適切かつ健全な運営

普通交付税合併算定替の段階的縮減に対応するため、消費的経費（人件費、委託料を含む物件費、補助金を含む補助費等、扶助費、維持補修費）の見直しを行うとともに、自主財源の確保や財源の重点的かつ効率的な配分なども含めて、適切かつ健全な総括的な財政運営を進める。

6. 公表

壱岐市行財政改革大綱の基本方針・推進施策に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の具体的な取組を定めた行財政改革実施計画を策定し、その進捗状況について公表することとする。



Ⅲ 推進施策

1 事務事業等の見直し

■ 推進重点事項 ■

(1) 事務事業の整理・合理化

- 多様化する市民のニーズや行政課題を的確に把握するとともに、政策評価による事務事業の点検を行い、事業のスクラップアンドビルド、行政の果たすべき役割を明確にすることにより受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮した事務事業の整理・合理化を図る。
- 政策体系の形成を図り、有効性・効率性・経済性の視点から、評価・点検を行うとともに、達成基準や達成度を示し、公表を行うことにより、市民満足度の向上及び目標志向・市民志向の体制づくりに努める。

(2) 行政手続きの公平の確保・透明性の向上

- 行政の公平性、透明性を確保する観点から、行政手続き制度の適正な運用を図るとともに、簡素化等を推進する。
- 行財政の内容や課題について、行政コスト計算書¹やバランスシート²等の活用により的確に把握するとともに、積極的でわかりやすい情報開示に努める。

¹行政コスト計算書

市の財政に係る説明責任の充実と透明性の向上の観点から、業務運営に伴う市民の負担を明らかにすることを目的として作成するもの。

²バランスシート

これまで形成してきた資産とそのために使われた財源を対比したもので、資産と負債といったストックの面から財政状況を明らかにするもの。

(3) 公共施設、市有財産の適切な設置・運営

- 施設の管理・運営については定期的に運営状況の点検を行い、見直しを進めるとともに、適正な管理・監督のもと、効果的・効率的な施設の管理運営を図るため指定管理者制度³の活用を推進する。
- 市有地のうち利用計画のない遊休地については、売却の検討を行い、市施設のうち利用が少ないものや老朽化が著しいものについては、払下げ、または解体などの処分を進める。

(4) 委託業務の検討

- 委託業務の内容についての検証を行い、民間に委託することが効果的なものについては、行政責任の確保、市民サービスの向上、個人情報保護の観点に留意しつつ、委託が適当と結論づけられるものは民間委託を推進する。

³指定管理者制度

これまで出資法人等に限られていた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に行わせる制度で、実施にあたっては、条例で指定の手續、管理の基準、業務の範囲などを定め、指定管理者の指定について議会の議決が必要。

2 組織・機構の見直し

■ 推進重点事項 ■

(1) 組織・機構の整備

- 新たな行政課題や多様なニーズに即応し、社会経済情勢の変化に対応した行政サービスが展開できるよう、スクラップ・アンド・ビルド⁺を原則とした簡素で効率的な組織・機構の整備を行い、行政機能の効率化を図るとともに、市民にわかりやすい、利用しやすい体制を整える。
- 現4庁舎を長期にわたり活用するため、耐震化改修等を実施するとともに、効率的な行政運営のための改修を行う。

(2) 民間活力、外郭団体等の活用推進

- 民間活力の導入、行政サービスの委託など外部の専門的知識の活用を積極的に推進する。
- 外郭団体は、増大する業務形態の特殊性に即応するため、行政の補完的な組織として市民サービスやまちづくりに重要な役割を担う組織として、より効果的、効率的な事業執行と独立した運営を推進する。

⁺スクラップ・アンド・ビルド

新しい組織や制度を新設する場合には既存を改廃し、増大を防ごうとする方式。

3 給与制度の適正化と適切な人事管理

■ 推進重点事項 ■

(1) 給与制度の適正化

- 人件費については、アウトソーシング(外部委託)を含めた行政業務の見直しや適正な人員配置により総人件費の抑制に努める。

(2) 人事評価システムの実践

- 職員のモラル(士気)の向上と意識改革に努め、公正で客観的な人事評価システムを実践し、給与等への反映を行う。各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見定めながら、適切な職員配置に努める。
- 新たな行政需要に対しては、職員の配置転換により対応するとともに、ジョブ・ローテーション⁵の基準に基づき、職員の融和と人材育成を図る。

(3) 定員の適正化

- 職員定数については、合理的な組織・機構の編成と、事務事業の全般にわたる行政関与の必要性、市民相互の行政サービスの負担と公平確保及び行政効率等を検討し、定員適正化計画に基づき、定員の適正化を着実に推進する。

⁵ジョブ・ローテーション

職務を一定期間ごとに変えさせること。人材育成の観点と仕事のマンネリ化の打破を目的とするもの。

4 計画的・効率的な行政運営と職員的能力開発、資質の向上

■ 推進重点事項 ■

(1) 行政運営プロセスの改善

- ① 公務能率の向上を目指し、より少ない職員数でより大きな効果を上
げる手法として、「目標による管理」、「職員提案制度」等を推進
する。
- ② 部を単位とする経営単位による行政運営のシステムを導入し、共通
の成果指標を定め、事業効果の検証を行うなどにより、地域発展の
波及効果を引き出す、より効果的な事業の実施を図る。
- ③ プロジェクト事業や庁内で新たな試みを行う場合は、庁内横断的部
署の設置やプロジェクトチーム、ワーキンググループを組織し、所
属の枠を超えた事業の連携を行う体制を整え、対応の迅速化、目標
の明確化を図る。

(2) 人材育成計画に基づく職員育成

- ① 彦岐市職員人づくりプラン(彦岐市職員人材育成計画)に基づき、派
遣研修、人づくり研修、階層別研修等により人材育成を進め、これ
らを体系化することによって計画的な人材育成と効率的な研修を継
続して実施する。また、専門職の確保・育成に取り組むと同時に、
複合専門型職員の育成に努める。
- ② 職員の資質、専門的技術の向上を図るため、長崎県、福岡市をはじ
めとする他の地方公共団体等との人事交流を進め、幅広い人材の確
保を図る。

5 行政の情報化等による行政サービスの向上

■ 推進重点事項 ■

(1) 市民サービスの向上

- ① 各種証明、申請、届け出等については、マイナンバー制度の活用を図るなど、さらなる一元的な対応が可能となる条件整備を行い、窓口サービスの向上を図る。

(2) 行政の情報化の推進

- ① 竜崎市ケーブルテレビ、職員による出前講座、市政懇談会等により、職員の生の声で行政情報を提供するとともに、市ホームページ・広報紙等の充実を図り、市の課題を市民と共有化して課題解決に努める。

6 行政への市民参画の促進と支援

■ 推進重点事項 ■

(1) コミュニティ行政の推進

- ① 地域課題への対応やまちづくりのあり方をはじめ、市民の市政への参加や市民、議会、市長（行政）等が互いに理解を深め、信頼しあう関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とした、自治基本条例を制定する。
- ② 市民と行政の共創・協働を進めるため、自治意識の向上、地域担当職員制度の導入、自治を担う人材の育成、参画の場づくりなど、効果的な支援を行う。

(2) 女性の積極的な参画の推進

- ① 住みよいまちづくりを進めていくためには、あらゆる人材がまちづくりに参画していくことが必須であるため、市政への関わりが低い女性の審議会等への積極的な登用を図るとともに、参画しやすい体制を整備するなどの支援を行う。

7 財政の適切かつ健全な運営

■ 推進重点事項 ■

(1) 普通交付税合併算定替の段階的縮減に対応した経常経費の削減

- ① 経常経費の削減のため、消費的経費（人件費、委託料を含む物件費、補助金を含む補助費等、扶助費、維持補修費）の見直しを図る。

(2) 補助金等の検証・見直し

- ② 補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し、整理・合理化を図る一方、市民との共創・協働の促進策としての戦略性を持たせた見直しを図る。また、補助金交付団体の活動状況の把握や事業効果の検証を行い、見直しを行う。

(3) 自主財源の確保

- ① 受益者負担の公平性を確保する観点から、料金改定の検討を行う。
- ② 市税をはじめ、保険料、使用料等の徴収率の向上を図る。
- ③ 新たな財源確保のため、プロジェクトチーム等による検討、実践を進める。

(4) 部単位の経営責任

- ① 歳出予算の編成にあっては、これまで実施してきた各部等における一般財源ベースでの配分と自主的な歳出予算の編成を一定枠内において付与するとともに、部単位による、事業の妥当性・有効性・効率性等についての検証を行い、効果的な事業の実施に向けた取組を行う。

(5) 特別会計・企業会計のあり方の検討

- ① 特別会計については、適正な負担の確保に留意し、独立採算の基本原則を踏まえ、収支の均衡を図るとともに、一般会計からの繰り出しに頼った事務経費については、抑制を図る。
- ② 公営企業については独立採算の原則に則り、一層の経営の健全化を図る。

吉岐市行財政改革大綱	第2次吉岐市行財政改革大綱
(1) 住民サービス向上のための事務事業等の見直し	1 事務事業等の見直し
① 事務事業の整理・合理化	(1) 事務事業の整理・合理化
② 行政手続きの公平の確保・透明性の向上	(2) 行政手続きの公平の確保・透明性の向上
③ 公共施設の適切な設置・運営	(3) 公共施設、市有財産の適切な設置・運営
④ 委託業務のあり方の検討	(4) 委託業務の検討
(2) 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し	2 組織・機構の見直し
① 組織・機構の整備	(1) 組織・機構の整備
② 外郭団体の活用推進	(2) 民間活力、外郭団体等の活用推進
(3) 定員管理の適正化、適切な人員配置と人事管理	3 給与制度の適正化と適切な人事管理
① 人事システムの確立	(1) 給与制度の適正化
② 定員の適正化	(2) 人事評価システムの実践
③ 給与水準の適正化	(3) 定員の適正化
④ 嘱託、臨時職員の活用	
(4) 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発	4 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発、資質の向上
① 行政運営プロセスの改善	(1) 行政運営プロセスの改善
② 人材育成計画に基づく職員育成	(2) 人材育成計画に基づく職員育成
(5) 行政の情報化等による行政サービスの向上	5 行政の情報化等による行政サービスの向上
① 情報化の推進とITの活用	(1) 市民サービスの向上
② 市民サービスの向上	(2) 行政の情報化の推進
(6) 市民参加の促進と支援	6 行政への市民参画の促進と支援
① コミュニティ行政の見直し	(1) コミュニティ行政の推進
② 協働によるまちづくり体制の確立	(2) 女性の積極的な参画の推進
③ 市民参加の促進と活動支援	
(7) 財政の適切かつ健全な運営	7 財政の適切かつ健全な運営
① 新市の規模に応じた経常経費の実現	(1) 普通交付税合併算定替の段階的縮減に対応した経常経費の削減
② 過剰な累積債務の回避	(2) 補助金等の検証、見直し
③ 補助金等の整理・合理化	(3) 自主財源の確保
④ 自主財源の確保	(4) 部単位の経営責任
⑤ 部単位の経営責任	(5) 特別会計・企業会計のあり方の検討
⑥ 特別会計・企業会計のあり方の検討	